

國學院大學図書館蔵『時計の本地（時計本地）』報告ノート

井上勝志

昨年刊行された阪口弘之先生編『奥浄瑠璃集「続」翻刻と解題と論考』（二〇二二年十一月、和泉書院）は、新出奥浄瑠璃本四十九点を収載して、その真価を学界に問うたものである。

恐れ多いこと乍ら、そこに、論考の一篇として拙稿「六段本と奥浄瑠璃本——佐藤利作（理作）の旧蔵書・書写本から——」も入れていただいた。その校正中、國學院大學図書館蔵「時計の本地（時計本地）」に接し得たのであるが、「本稿に示した対照表部分などを訂正する必要はないと思われる。」と補記に記すに留めた。本稿は、この拙稿の補記の責めを果たすべき報告ノートである。

國學院大學図書館蔵「時計の本地（時計本地）」は、内題「時計の本地」、題簽はなく、表紙左上方に「時計本地」と墨書する。八行二十三丁から成る六段構成で、節譜はなく、区切り点もない。奥書としては、終丁末に「文化三年二月十二日／本紙後藤甚兵老より借用写」、裏表紙見返しに「西磐井平泉村之内高館／御所御屋敷／千葉氏／藤右衛門」とある。

まずは、「対照表部分などを訂正する必要はない」ということから見ていく。「対照表」とは、「都誓願寺如来之御本地」を㉔、「誓願寺本地」を㉑、「都誓願寺如来之御本地」（仮題）を㉒、「東京大学総合図書館本の補文を補」、「誓願寺如来記」を㉓として校合したものである（諸本の詳細などについては、前掲拙稿を参照されたい）。

上方板である㉑や、㉓も含め、これら一群を形成する諸本は一つの系統に位置づけられ、㉓もこの系統にあると見てよい、として示した根拠が「対照表1」「対照表3」である。

そこで、順に國學院大學図書館蔵「時計の本地（時計本地）」の本文を㉔として示して、当該資料もこの系統に位置づけて問題ないことを確認していきたい。

「対照表1」は、㉓の、正住の紹介・命名について述べた独自部分を示したものである。ここでは、㉓補と対校する形で示す。

國 御子彦人 おわします、御名をは
少将正住と申て、

○奥 御子一人 持給ふ、 御名をハ同 少将正 住と申、
○補 御子一人 老人(ハヤシ) おわします、 御名をば藤原の中將まささずミと申

○國 御年 廿五歳(サイ)にして、 父母(フボ)のてうあひ浅(アサカ)らず、

○奥 御年 二十五歳にして、 才智世に越、 五常を守らせ給ふ

○補 奉り、

○國 殊(キズ)に、 此正住ハ、 春

○奥 故、 君の御寛、 他に越、 由々敷榮御座す殊に、 此正住ハ、 春
○補 春

○國 日明神の御氏(ウヂ)子とし□、

○奥 日明神の御氏(ウヂ)子にて、

○補 日明神のミ(ミ)がぢこにて有ませバ、 則ち御名をまさすミと申奉る、

○國 御平産(ヘイサン)の後、 御宮参りの折(マヅ)ふしに

○奥 御宮参りの折(マヅ)節、

○補

○補 は○國とも対応せず、 なお独自部分として残る。

【対照表2】 ①～⑥は、○補の○イに近いところ(ゴチック部分)が○別に

も見える()部()ことを示したものである。 ()ここでは、○別

○イ ○補と対校する形で示す。
○補の傍点部分は訛語。以下同じ)

○國 扱も其後、 とミは、 是、 一生の樂(ミ)、

○別 それ おもんみれば、 とみは 是、 いつしやうのたのしみ、

○イ それ おもんみれば、 とみは 是、 一しやうのたのしみ、

○補 それ、 おもんみれば、 とミ、 是 一生のたのしみ、

○國 地は、 また 万代の宝也、 爰に、 人

○別 ちは 是、 ばんだいのたから、 ま事 成かな、 爰に 人

○イ ちは 是、 ばんだいのたから、 まことなるかな、 こゝに、 人

○補 ミなこれ 万代のたから、 誠なる哉、 爰に、 人

○國 王 三拾九代、 天地天皇の御宇にあたり、 中とミ

○別 わう三十九代、 天 天皇の御宇にあたり、 中とミ

○イ んわう三十九代、 天 ちてんわうのぎよにあたり、 ちうしんを

○補 王 三十九代 天智 天 王の御代にあたり、 なかとミを

○國 藤原の庄を給ふ、 かまたり公

○別 あらため、 ふちはらのせうを給ふ、 かまたり公

○イ あらため、 ふちはらのしやうを給ふ、 かまたり公

○補 改め、 藤原の生をもちたるかまたり公

②

國 小 □ を給り、夫より、成人の後、明神、

別 小 刀 を給はり、それより、せいじんの後、めうに

① ことがたなを給はり、それより、せいじんの、ち、

補 小 刀 を給わつ、夫よりも、

國 細工 ヲウ を教給ひて、ヲシユ 糸をかきはなをむすび、誠マコトにき

別 さいく を糸給ひ、ヲシユ 糸 かき花 むすひ、誠マコトにき

① さいく を糸たまひ、ヲシユ 糸 かきはな むすび、誠マコトにき

補 細工ニ妙を得給へける、ヲシユ 糸 がき花 むすび、誠マコトにき

國 たひの わかきみ也、五

別 たいの、若君にて、父母の、てうあひかぎりなし、し

① たひの、わか君にて、ち、は、の、てうあひかぎりなく、年

補 たへの 若君なり、父母の てうあい 限りなし

國 常ジャウマモを守り給ふゆへ、ユ、シク 栄花サカ

別 んゑいもあらたなるきたのふちなみ時を糸て、ユ、シク 糸いぐわにさか

① 月すでに、かさなりて、御年今は、廿五才になり給ふ

補 栄花ニさが、

國 へ給ひ見

別 へ給ひける

① へ給へける

補 へ給へける

③ 國なし

④

國 少将 申上ル様、誠マコトに仏の習ひにて、としよりたる

別 少将 の給ひける様は、誠マコトに仏のをしゑにも、老たる

① 少将聞召、誠マコトに仏のをしへにも、をひたる

補 少将 の給へ、覺様ハ、誠マコトニ仏ハツの 教 にも、老たる

國 親をもてる身が、一夜の旅タビにも心せよと、ふかくいまし

別 おやをもてる身は、一夜のたび も心せよと、ふかくいまし

① おやをもてる身は、一やのたび も心せよと、ふかくいまし

補 おやの持たるミハ、一夜の度 も心せよと いまし

國 め給ひしが、唐キョウ 迄の舟地の上、

別 め給ひしに、もろこし迄のふなちの上、

① め給ひしに、もろこしまでの舟ちのうへ、

⑥ 補め給へしに、唐迄の浜路の上、

⑤

⑥ 國家のかうげん三輪の權 太夫友重を先として、都合、其

⑥ 別家のかうけんみわの權 太夫友重をさきとして、つがう御

⑥ ① 三々の權 平ともしげ、 其外、ら

⑥ 補家 しつけんみわの權の太夫友重をさきとして、都合 御

⑥ 國勢 貳百 人、 はなやかに出立て、な

⑥ 別供 二百 人、 さもはなやかに出たち、な

⑥ ① とうどう貳百五十き、 さも 花やかに出立せ、(花)□

⑥ 補友 二百 人、順風に任せ、 花やかに出立、名

⑥ 國にわの浦にぞ 出にける、頓て舟をぞ飾覧

⑥ 別にはのうら迄 御出有、頓て舟をぞかざらる、

⑥ ① ンばのうらより、御舟にめし、かいろはるかにこぎ出す

⑥ 補にはの浦迄 御出あり、やかて船をそ出さる、

⑥

⑥ 國け ふしの実名、藤原の將正住と、謹で

⑥ 別 京 しのじつみやう、ふちはらのせうく正すみと

⑥ ① きやうしのじつみやう、藤原の少将正角と、

⑥ 補 けう使のしつ名 藤原少将正住と

⑥ 國披露す、 御門、御れん

⑥ 別 ひろうして つつしんで 畏る みかど、御れんの

⑥ ① ひろうして、つつしんで 畏る 時に、ていわう、ぎよれん

⑥ 補 ひろうして、つつしんでかこまる 御門、御れん

⑥ 國 高く まき上、 誠に、

⑥ 別 高く まきあげ、 正すみをゑいらん有、 事に

⑥ ① たかく、まき上させ、 正角をゑいらん有、 誠に

⑥ 補 高く、さし上させ給へ、 正住をゑいらん有に、誠に、

⑥ 國 汝 か事ハ、先達て、我國に聞ゆる、先々、たひ

⑥ 別 なんちか事は さきだつて わが國に聞ゆる、まつくたい

⑥ ① 汝 か 事は、さきだつて、わが國に聞ゆる、まつくたい

⑥ 補 汝 か 事ハ、先立て 我國に聞ゆる、先々、たい

⑥ 國 しゆつ 仕れと

⑥ 別 じゆつ 仕り、

⑥ ① しゆつ 仕り、

補 しゆつつかまつり、

③、および、①の 部を除いて、國にも別と対応する本文が見られる。

【対照表3】①～⑤は、補の独自の文飾と見えたもの(ゴチック部分)が別に存在する(部)ことを示したものである。ここでは、

別補と対校する形で示す。

①

國 藤原の ありつミとて、くきやう壱人おわします、大和

別 藤原の中將ありつミとて、くきやう一人おはします、やまと

補 藤原の中將 有つミとて、公ぎよう壱人おわします、大和

國の国、宇たの 郡 に 居住

別 國の国、うだのこほりのしゆごとして、かくて爰にぞきよぢ

補 國の国 雅楽の 郡 に 居住

國 有り、果報、ゆ、しくましまして、家とみさかへ給ひつつ

別 有、くわほういみしくましく、家とみさかへ給ひける

補 あり、花宝 勇々敷 栄へ給ふ

② 國なし

③

國 内よりの宣旨には、如何に正住、今度公きやうのせんき

別 うちよりのせんしには、今度くぎやうのせんき

補 内よりのせんしにハ、今度くぎやうのせん儀

國の上、 けんとうしに 汝をまらひ出スなり、

別 のうへ、 けんたうしになんちを悉らみ出す也、

補 の上、 汝をけんとうしに 撰ミたり、

④

國 ざりとては、日の本のあらゆる神の誓ひにて、目出とふ頓

別 去とては 日の本のあらゆる神のちかいて、めでたく頓

補 ざり 逆ハ、日本あらゆる神の 力にて、め出度

國 て帰りつ、年寄の慰めなし申さんと、様々 諫め給ひしが、

別 て□りつ、おひの悦びなし申さんと、様々にの給へ共、

補 返りつ、老の悦 なし申さんと、様々の給へば、

⑥ 流 石わかれの悲しさは、互に跡を帰りみて、行も別さすがわかれの事なれば、たがいに跡をかへり見て、ゆきも補流 石わかれの事なれば、更にかへり、かへりミて、ゆくも

⑦ 國 やられぬ 後 かミ、乱れ心の様々に、別 やられぬうしろがみ、みだれ心のさまくに補 やらす、うしろかミ、みたれ心も様々に、

⑤

⑧ 國 出 其頃ハ、天智八年四月八日と申には、ともつなどひて、別 りてその比は 天智八年四月八日、ともつなどひて、補 りて 其頃ハ、天智八年四月八か、友つなどひて、

⑨ 國 押 出す、帆にわ、大日の文字をすへ、別 をし 出す、ほには 大日の文字をすへ、しゆたんをぬつ補 をしいたす、ほにハ、大日のもんしをすへ、朱たんを以

⑩ 國 大旗小わた 四つめ結、別 て色とり、大はた小はた、四つめゆい、れんぜん、三光、補 て色とつて、大籠小籠 四 めゆへ、れいぜん こくわ

⑪ 國 錦 のはたは、日に添て、くれなひう別 さなみや、にしきのはたは 日に多いじ、くれなひう補 う、さなみや、にしきのはたは、日にそへて、くれなへう

⑫ 國 つす海つらハ、吉野はつせの花紅葉、さながら是に別 つるうみづらは、吉のはつせのはなもみぢ、さながら爰に補 つる海つらハ、よしの初瀬のはなもみぢ、心に

⑬ 國 移 かと、きせん、きやうぞ 申 鬼、別 うつすかと、きせん けうぞもよをしける、補 うつすそと、貴賤、けうそ 催 しける、

⑭ ここでも、②、および、⑤の部を除いて、⑥にも別と対応する本文が見られる。

⑮ ここまで、⑧が前掲拙稿で示した系統に位置づけられることが確認できたと同時に、**対照表1**～**対照表3**に本質的な訂正は必要ないことも示されたのではなからうか。

対照表4は、①④二本の道行部分の合体復原本文を別がさらに補う詞章を持つことを示したものである。ここでは、別と対校する形で示す。

⑯ 國 是に入ハ西の宮 御みこしに くらミて 物の見へた

別 兵ごに入は西の宮、うみこしにく、くろみてもの、見へた

國 住 吉 四社の神 社、続つづぐ名 所はふき上の
別 るは、すみよし四つの神やしる、つゞくめい所はふきあけの、

國 浦 伝つづへ此 方と斗り打詠メ
別 うらつたへそなたと斗 打ながめ、なにはのさとも程ちかく、

國 別 もろこし迄もおとにきく、はるならばくむめのはなかさき

國 別 てこそは、かゝる名所を見るへきに、あをばしげれるしやら

國 別 のゑに、せみのかたこゑなきかわし、いとゞさびしさまさり

國 別 ける、昔 の人のたとへにも、子ゆへにまよふおやの身と、

國 別 きけ共我は引かへて、

①との対応部分（部）は國にも見られるが、①との対応部分（部）と、別が①②を補う部分（部）は、國には見られない。右の結果からすると、[対照表4]は、①②二本の道行部分を合体して復原される本文に別がさらに補う詞章を持つことを示したもので、訂正は必要ないであろう。

[対照表5]は、奥が①②とはよく対応を見なかつた四段目末の、けんもんしと別れる玉よう夫人の愁嘆場面が、別の出現によって、中央との関連が詞章レベルで迎れることを示したものである。すなわち、次に掲げる、それぞれの独自本文である、奥の傍線部が別のそれと対応を見せる。

④他所へ出させ給ふ時、おそきくるわの音待て、妻戸に立添、御帰有し其時ハ、初花の一枝よりも珍敷心とけたり、自ハ同屋形の内でさへ、片時も御姿ミぬ時ハ、心むすばれ、気も乱、狂気の如の自か、何しに存へ有べ業止キ、浜の砂ハ尺共、思の程ハ余も尽し、由や夫ふハ二世と聞、永未来を楽んと

⑤□いとうかうけいに、枕をならべしかね事の、ひよくれんりのかたらいも、いたつらになるさ、め事、うらめしのうき世やな、おなしやかたの内だに、へんしもすがたをみぬ時は、むねふさかりてきもみだれ、他所に出させ給ふには、おそきくるまのおと待て、つま戸に立そひ待あかし、かへらせ給ふ御すがた見れば、心もうきたちて、いまたわかきの一えたの、初はなよりもめつら

しく、さんごの玉のごとくにて、身をはなれしとうた、ねの、同しそいねのたまぐらの、夢もむずはぬとこのうへ、もろ共にとくしたひほの、うちとけたりしわがつまの、思ひ出せとはいかばかり、なさけを後に残しけん、ひとり残りてともし火の、きへんん身こそうらみなれ、あ、あぢきなや、うらめしやと、なげきしつませ給ひけり

これについては、**國**も、**輿**とは異なる部分で中央**（別）**との関連が詞章レベルで辿れる。**國**の当該部分の本文を次に掲げる。

（すかたも次第に遠ざかれバ、いたわしや、玉ふにん人目も恥をもいとひ給ハて、かちはたしにて走り出、のふくいかに物申さん、せひ不叶ハ、今一度すかた斗も見せ給へと、ねをのミなかけ給へ共、すかたは消て、見へざれハ、行てはたをれ、たおれてハなき、はま地迄うかれ出、そなたの空に、指をさし、あらうらめしの我が妻よ、あの雲間をや欠乗ん、こなだの浪地わけ乗ん）せひを跡に残し置、独り残りて独の、きへんん身こそうらめしやと、（袂に小石拾入し、うき身を投んとし給ひしが、女房違おしと、め、御身ひとりの身ならず、宿り給ふ御子をハ、つき日の光り見せずして、争て沈メ給ふべし、ひらにくとおしと、め、我が屋をさして帰りける）

前後の（ ）で括った部分は、**別イ****別ロ****輿**と対応すると見て

よい（前掲拙稿参照）。わずかな部分ではあるが、その間の本文が前掲**別**の独自本文中の「なさけを後に残しけん、ひとり残りてともし火の、きへんん身こそうらみなれ、あ、あぢきなや、うらめしやと」と対応を見る。ここで、注意したいのは、**國**の「せひ」が**別**の「なさけ」に対応することである（傍点部）。この直前でも、次のような本文が**國**には見られる。

いたわしや玉ふにん、せいをの御詞や、重きかうへのさよ衣、妻をかさねて三とせか内、かたちに願のそふ如く、へんしもはなれぬ身なりしを、永きわかれと成果て、何しに命なからえん

部①「せいをの」の部分は、**別**では「なさけなの」とある（**別**では「情なの」）。**國**の本文は、「情」という漢字表記の本文に拠りつつ、それを「せい」と仮名に開いたものであると思しい（を）は「な」の見誤りか。同様に、部②も、**別**の「かけ」（**別**は、この部分なし）とあるのが妥当かと思われるが、「影」という漢字表記本文に拠って生成されたものであるろう。**対照表2**や**対照表3**に示した対校からも窺えるように、**國**は**別**に近しい。しかし、**國**は**別**を直接の依拠本として書写されたものではない。「なさけ**別**→せひ（い）**國**」ではなく、「なさけ→情→せひ（い）」「かけ**別**→願**國**」ではなく、「かけ→影→願」というように、それぞれ「情」「影」という漢字表記本文を間に置いて、**國**は成ったものであると考えられる。同じく、**別**の「後に残しけん」を文脈

によって(國)が「跡に残し置」と改めた、という可能性も皆無ではなからう。が、「けん(別)↓置(國)」という直接的な対応ではなく、「けん↓懸↓置」というように、間に「懸」という漢字表記本文の、(別)とは別本が想定できよう。ここで、奥書に言う千葉氏藤右衛門が借用したという後藤甚兵老の所持本は(別)ではないことが確認される。では、後藤甚兵老が仮名表記である(別)に拠りつつ、当該部分を「情」「影」「懸」と漢字表記にし(て、(國)はそれに拠)たのであろうか。

それを考えるために、次に(國)の二段目末の本文を掲げる。

正住のこうけん三輪の権太夫友重、是を聞よりも、今はのかれぬ所なり、かまいて汝等我ひとり、あきつすの名おりすな、かけよくと下知なせば、畏り候とわれおとらしと御前を罷立、丞物くのさやはつし、面もふらす切て出、軍ハはなをちらしける

去共、よせてハ大勢にて、ちりくりに打なされ、

【友重、是を見るよりも、出々手並を見せんとて、家名実名なのりもせず、村かる中にわつて入、当所をさひわいに、東西南北はらりはらりと切たをす、寄手大勢と申せ共、友重に切立られ、おめいて四方にはつと逃ちり見

くわんくん、是を見しよりも、きやつは組打やみ討は叶まし、ながざし一筋とらせんと、四人はりに十四そく、取てからりとうちつかい、よつ引ひやうと放す矢が、走り渡りて行程に、すゝんて

立たる友重がむな板に、羽ふるひせめてはつしとたつ、友しけ、こは口おしの次第やと思ふ所え、二の矢来て、ミつけんにはつしとたつ、むざんなるかな友重は、心ハかうにはやれ共、弓手へとうとたおれつ、くわんくん悦、かけよるを、】

正住、これを見るよりも、今ははや叶まし、腹を切らんとし給ひしか、敵ハ大勢おりかさなり、それく討とれ搦とれと、正住を高手小手にいまして、かち時とつとつくりたて、本陣として引にける、かの正住の心のうち、むねんさよとも中々申計ハ成り見

【一】で括った友重の奮戦場面は、(別)に(国)にも見えない本文

である。後藤甚兵老が(別)に拠りつつ、この戦闘場面を増補した、ということも考えられないわけではない。しかし、全体的に見て、(國)は(別)の本文を節略する傾向が見られる。先に示した【対照表2】

の①の部、【対照表3】の⑤の部では節略が見られ、そもそも、前者の③、後者の②では(別)との対応部分は(國)にはない。

【対照表4】の道行部分も、(國)は(別)を大きく刈り込む形のものであることを示していた。とすると、かなり長文の、【一】で括った友重の奮戦場面は、後藤甚兵老による増補ではなく、後藤甚兵老が依拠した本文にすでに存在したと見るべきであろう。事実、これ以外、(別)になく、(國)にはあるというまともは見られない。すなわち、後藤甚兵老の直接の依拠本であるかどうかは不明であるが、(別)と近いが、それとは別の、友重の奮戦場面を備えた江戸板が想定される。

情——』(二〇二〇年五月、和泉書院) 下巻「近世都市芝居事情」第一篇第三章)。

ここで思い合わされるのが、「江戸板にも短いながら合戦場面があり、三輪権太夫友重が軍さの下知をなしている。その描写ぶりからみて、おそらく、古い江戸浄瑠璃には、友重の活躍する本格的な戦闘場面があったのであろう。」との見解である。本文の対応も見られず、段分けも異なるものの、(奥)にも、まとまった戦闘場面が見えることから窺えたことではあったが、(國)によって導かれた江戸板の想定も、右の見解を裏付けるものであろう。

以上、本稿は、前掲拙稿の補記の責めを果たすべき報告ノートである。そこに記したように、[対照表5]も含めて、抜本的な訂正は必要なからう。一方で、玉よう夫人の愁嘆場面、友重の奮戦場面を通して、さらなる江戸板の存在を確実にしたのは、國學院大學図書館蔵『時計の本地(時計本地)』に接し得て、その内容を精査できたからに他ならない。特記して筆を擱く。

注

(1) 前掲拙稿で、当該部分の(奥)の本文として掲げた「省らせ給へし、御子」(一一六頁)は、「宿らせ給へし御子」と修正する。

(2) 阪口弘之先生「寛文期江戸浄瑠璃と東西書肆——襲用・改変の諸相——」(『古浄瑠璃・説経研究——近世初期芸能事